

令和2年（行コ）第202号

控訴人 金子民夫 ほか

被控訴人 国

2021年9月27日

東京高等裁判所第1民事部 御中

## 控訴人意見陳述書

控訴人 小林 千枝子

私達は、年金受給者の実態から目をそらし、政府でのたらめな年金引き下げを是とする東京地裁の判決を不服として控訴を決意しました。

女性は男性と同じ仕事につけても男女の賃金格差があり、妊娠・出産・育児・介護で仕事を休めば賃金を減らされて、退職や転職をせまられて、その結果、高齢女性の多くが低年金に苦しんでいます。

私は18歳から42歳まで信託銀行で働いていました。男女で給与体系が異なり、女性は30代になってようやく独立して生計が営めるくらいでした。

3人の子を保育園に入れて働いていました。延長保育が認められなかったため、朝は未認可園に預けて、そこから認可園へ登園させ、夕方は知人に有料でお迎えと自宅での保育を頼んでいました。夫は出張が多く殆ど家にいませんでした。私の母と夫の母の力も借りて何とか仕事を続けてきました。

しかし、家族の介護が必要になるなど、状況が厳しくなりました。私は、フルタイム勤務をしながら、自分の実家、夫の実家、そして、夫が不在で実質母子家庭の我が家家の家事育児を1人でこなしていました。そのため、少しづつ体重が落ちて、身長170cmなのに、体重は43kgまで減ってしまいました。

夫婦2人で双方の実家を支えました。

子ども達にも負担をかけていました。私の母はそれまでの仕事、介護の疲れからか無気力になってしまい、何も食べないこともありました。

このままでは、子ども達にとって良くない、もっと子どもと向き合う時間が欲しい、母もこのままでは心を病んで死んでしまう、と感じ、退職を決意しました。42歳の時に24年間働いた信託銀行を退職し、非常勤の食品製造の仕事を始めました。650万円を超えていた収入は、180万円を切るようになりました。

夫の母は、年金が少なく、戦後中国大陸から母子で引き揚げてきた義母に沢山の預貯金があるはずもなく、介護、入院費用は夫が支払ってきました。

私の祖母と母は、元気で働く時は働いて、その時は生活出来ていました。高齢で病を得て、介護のため仕事に行かれなくなり無収入になって生活が出来なくなったら、自己責任なのでしょうか。

私は、夫の死後、18歳から60歳まで掛け続けてきた自分の年金ではなく、夫の遺族年金を選ぶしかありませんでした。大変な思いをして仕事をして、保険料を払ってきたのに、夫の遺族年金の方が高かったのです。

それでも十分ではなく母の年金と合わせて生活していましたが、母の介護の費用もかかり、貯金がどんどん減っていました。母には長生きして欲しいと、通帳の残り少ない残高を私は気にしていました。母を見送る際には、病院に入院させることが出来ず、母は「何も飲まず、何も食わず、ただ眠り続けて、干からびて、5日目の朝、息を引き取」りました。私には「それしか選べなかった。」のです。

東京地裁の判決は、私が述べたような低年金での生活実態、年金の減額でその生活がさらに大きな影響を受けたことについて、一切触れてい

ません。もう働けない高齢者にとって一律の年金減額がどれほど生活の打撃となるか、について真っ正面から答えていないのです。

私たち高齢者の願いは暮らせる年金です。女性の年金が男性の6割で良いはずがありません。ただでも少ない女性の年金を一律に減額したことは許せません。

私達は高齢者です。残された人生の時間は限られています。命がけです。生きているうちに「年金引き下げ違憲」の判決を出して下さい。

全ての人が高齢になって働けなくなっても生きられる年金を、心から願い陳述を終わります。

以上

